

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年8月25日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人ほっと・サービス

(2) 代表者名

山田 小百合

(3) 主たる事務所の所在地

京都市右京区太秦面影町14番地24

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な高齢者や身体障害者、知的障害者、障害児、その家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会作りと社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年8月17日

（文化市民局地域自治推進室）